

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
<p>第1の1 指定介護予防地域密着型サービスの事業の一般原則</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ◆平18厚令36第3条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防地域密着型サービス事業者は、指定介護予防地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 ◆平18厚令36第3条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。(経過措置あり) ◆平18厚令36第3条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 ◆平25市条例44第3条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防地域密着型サービス事業者は、指定介護予防地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆平18厚令36第3条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)</p> <p>責任者等体制の有・無</p> <p>研修等実施の有・無</p>
<p>第1の2 基本方針 <法第115条の13第1項></p>	<p><input type="checkbox"/> その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。 ◆平18厚令36第4条</p>	<p>適・否</p>	
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者及び従業者(利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。◆平25市条例44第3条第2項第1号</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。◆平25市条例44第3条第2項第2号</p>	<p>適・否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 <法第115条の14第1項></p>	<p>※ 認知症対応型通所介護事業の主眼事項第2の全てを、介護予防認知症対応型通所介護事業に準用する。 ただし、「認知症対応型通所介護」は「介護予防認知症対応型通所介護」と、「介護予防認知症対応型通所介護」は「認知症対応型通所介護」と、「地域密着型介護予防サービス基準第5条」を「地域密着型サービス基準第42条」と読み替える。 ◆平18厚令36第5条、6条、◆平18解釈通知第4</p>	<p>適・否</p>	
<p>第3 設備に関する基準 <法第115条の14第2項></p>	<p>※ 認知症対応型通所介護事業の主眼事項第3の全てを、介護予防認知症対応型通所介護事業に準用する。 ただし、「認知症対応型通所介護」は「介護予防認知症対応型通所介護」と、「介護予防認知症対応型通所介護」は「認知症対応型通所介護」と、「地域密着型介護予防サービス基準第7条」を「地域密着型サービス基準第44条」と読み替える。 ◆平18厚令36第7条、◆平18解釈通知第4</p>	<p>適・否</p>	
<p>第4 運営に関する基準 <法第115条の14第2項></p>	<p>※ 以下の項目を除く項目で、認知症対応型通所介護事業の主眼事項第4「運営に関する基準」のうち、1から7、9から11、13、17から19及び21から36は、介護予防認知症対応型通所介護事業に準用する。 ただし、「認知症対応型通所介護」は「介護予防認知症対応型通所介護」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「要介護認定」は「要支援認定」と、「居宅サービス計画」は「介護予防サー</p>	<p>適・否</p>	<p>運営規程・重説でのキャンセル料記載に注意 (介護予防では月あたりの定額報酬のため、基本的にキャンセル料の発生は想定しがたい。よって、その旨に留意した</p>

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	<p>ビス計画」と、「要介護状態の程度を増進させたと認められるとき」は「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と読み替える。</p>		<p>表記となっているか)</p>
<p>1 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</p>	<p>□ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明するとともに、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。◆平18厚令36第18条</p>	<p>適・否</p>	<p>【 事例の有・無 】 あれば対応内容</p>
<p>2 利用料等の受領</p>	<p>□ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆平18厚令36第22条第1項</p> <p>□ 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。◆平18厚令36第22条第2項</p> <p>◎ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。◆平18解釈通知第3の-4(12)②準用</p> <p>□ 上記の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる以下の費用の額以外の額の支払を受けていないか。◆平18厚令36第22条第3項</p> <p>ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ウ おむつ代</p> <p>エ ア～ウに掲げるもののほか、介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担にすることが適当と認められる費用</p> <p>◎ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。◆平18解釈通知第3の-4(12)③準用</p> <p>◎ エの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。◆平12解釈通知54</p> <p>□ イの費用については、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針」の定めるところによっているか。◆平18厚令36第22条第4項</p> <p>□ ア～エの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平18厚令36第22条第5項</p> <p>※ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることであるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。</p> <p>※ 上記アからオに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。◆平12老振75、老健122連番</p> <p>□ サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次の領収証を交付しているか。◆法第41条第8項準用</p> <p>□ 領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、</p>	<p>適・否</p>	<p>領収証確認（1割、2割又は3割の額となっているか。）</p> <p>償還払の対象で10割徴収の例あるか確認</p> <p>その他利用料の内容</p> <p>同意が確認できる文書等確認</p> <p>口座引落や振込の場合、交付方法及び時期</p> <p>確定申告（医療費控除）に利用できるものか。</p>

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ◆施行規則第65条準用		
3 運営規程	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに、以下の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ◆平18厚令36第27条 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ サービスの利用定員 ※ 同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。 オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ※ 「サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。 カ 通常の事業の実施地域 ※ 客観的にその区域が特定されるものとする。 キ サービス利用に当たっての留意事項 ※ 利用者がサービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 ※ 非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他運営に関する重要事項	適・否	変更ある場合、変更届が出されているか。 （人員のみなら4/1付） その他の費用は金額明示か。（実費も可） <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域は実態に即しているか。 また、客観的に区域が特定された記載か。 ★重要事項説明書と不整合ないか。 <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域 <input type="checkbox"/> 利用料・その他費用 虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 <法115条の13第1項> 1 基本取扱方針	<input type="checkbox"/> 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 ◆平18厚令36第41条第1項 <input type="checkbox"/> 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、常にその改善を図っているか。 ◆平18厚令36第41条第2項 ◎ 提供されたサービスについては、介護予防認知症対応型通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ること。 ◆平18解釈通知第4三1(1)④ <input type="checkbox"/> サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 ◆平18厚令36第41条第3項 ◎ サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ◆平18解釈通知第4三1(1)① <input type="checkbox"/> 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 ◆平18厚令36第41条第4項 ◎ 「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 ◆平18解釈通知第4三1(1)③ <input type="checkbox"/> サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 ◆平18厚令36第41条第5項	適・否	【自主点検の有・無】
2 具体的取扱方針	<input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 ◆平18厚令36第42条第1号	適・否	アセスメントの方法様式

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
<p><法第54条の2第2項> 1 基本的事項</p>	<p>※ ただし、事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設置する旨を事前に市に届け出た場合はこの限りではない。</p> <p>□ 事業に要する費用の額は、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆平18厚告128の二</p> <p>※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。</p> <p>□ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆平18厚告128の三</p>		
<p>2 算定基準</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ◆平18厚告128別表1注1</p> <p>注 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27厚告95第84号 単独型、併設型又は共用型介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所</p>	適・否	
<p>3 利用定員を超えた場合の算定</p>	<p>□ 月平均の利用者の数が福知山市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合は所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。 ◆平18厚告128別表1注1ただし書、平12厚告27第20号イ</p>	適・否	【 該当の有・無 】
<p>4 従業者の員数が基準を満たさない場合の算定</p>	<p>□ 看護職員又は介護職員の員数が、本主眼事項第2に定める員数を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。 ◆平18厚告128別表1注1ただし書、平12厚告27第20号ロ</p>	適・否	【 該当の有・無 】
<p>5 短時間の場合の算定</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（注）に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定しているか。 ◆平18厚告128別表1注2</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 ◆平27厚告94第89号 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者</p> <p>◎ 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護であっても、認知症対応型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。 ◆平18留意事項通知第2の3の2（2）準用</p>	適・否	【 該当の有・無 】 理由：計画確認
<p>6 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の算定</p>	<p>□ 感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、福知山市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。 ◆平18厚告126別表3注3</p> <p>◎ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱いについて感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加</p>	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考										
	算の内容については、別途通知を参照すること。◆平18留意事項通知第2の4(3)												
7 8時間以上の場合に係る加算	<p>□ 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定介護予防認知症対応型指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定介護予防認知症対応型指定通所介護の所要時間と、前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平18厚告128別表1注4</p> <table border="0" data-bbox="391 526 1093 672"> <tr> <td>イ 9時間以上10時間未満の場合</td> <td>50単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 10時間以上11時間未満の場合</td> <td>100単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 11時間以上12時間未満の場合</td> <td>150単位</td> </tr> <tr> <td>ニ 12時間以上13時間未満の場合</td> <td>200単位</td> </tr> <tr> <td>ホ 13時間以上14時間未満の場合</td> <td>250単位</td> </tr> </table> <p>◎ 9時間のサービスの前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位を加算する。◆平18留意事項通知第2の3の2(4)②準用</p> <p>◎ 8時間のサービスの後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、認知症対応型通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間(=13時間-9時間)の延長サービスとして200単位を加算する。 ◆平18留意事項通知第2の3の2(3)③準用</p> <p>◎ 当該事業所の実情に応じて、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、適当数の従業者を置いている場合に算定できるが、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の認知症対応型通所介護の提供を受けた場合には算定することはできない。 ◆平18留意事項通知第2の3の2(4)③準用</p>	イ 9時間以上10時間未満の場合	50単位	ロ 10時間以上11時間未満の場合	100単位	ハ 11時間以上12時間未満の場合	150単位	ニ 12時間以上13時間未満の場合	200単位	ホ 13時間以上14時間未満の場合	250単位	適・否	<p>【 該当の有・無 】</p> <p>延長は提供前か、後か、両方か。 通算提供時間 ~ 具体例. H24Q&Avol.1問62参照</p> <p>同一時間帯での延長加算に加えて延長利用料の上乗せ徴収は不可</p> <p>延長時間の計画上の位置付け確認</p> <p>延長時の従業者の配置体制を確認(安全体制か。)</p>
イ 9時間以上10時間未満の場合	50単位												
ロ 10時間以上11時間未満の場合	100単位												
ハ 11時間以上12時間未満の場合	150単位												
ニ 12時間以上13時間未満の場合	200単位												
ホ 13時間以上14時間未満の場合	250単位												
8 中山間地域等サービス提供加算	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◆平18厚告126別表3注5</p> <p>◎ 当該加算を算定する利用者については、主眼事項第4の12の3の交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ◆平18留意事項通知第2の2(7)準用</p>	適・否	<p>【 算定の有・無 】</p>										
9 入浴介助加算	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして福知山市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平18厚告128別表1注6</p> <p>(1) 入浴介助加算(Ⅰ) 40単位 (2) 入浴介助加算(Ⅱ) 55単位</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の9「入浴介助加算」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える</p>	適・否	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>浴槽確認</p> <p>加算Ⅱの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等が利用者の居室を訪問し、動作及び浴室の確認をしているか。 ・ 入浴計画の作成(有・無) 										
10 生活機能向上連携加算	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして福知山市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において</p>	適・否	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>生活機能の向上を目的とした認知症対応型通所介護計画 【有・無】</p> <p>個別機能訓練加算 【有・無】</p>										

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	<p>は、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算しているか。◆平18厚告126別表3注7</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の10「生活機能向上連携加算」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える。</p> <p><i>H30Q & A Vol. 1 問109 (抜粋)</i> 生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになる。</p> <p><i>H30Q & A Vol. 1 問110 (抜粋)</i> 同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)と連携する場合も算定できる。 なお、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に応じるべきである。</p>		
<p>11 個別機能訓練加算</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。)を1名以上配置しているものとして福知山市長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(1)として、1日につき27単位を所定単位数に加算しているか。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算しているか。◆平18厚告128別表1注8</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の11「個別機能訓練加算」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える。</p> <p><i>H18Q & A Vol. 1 問49 (抜粋)</i> 個別機能訓練加算は、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意が得られない場合には算定できないが、原則、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p> <p><加算 I > 有・無</p> <p><input type="checkbox"/> 専従指導員 () 名 (資格:)</p> <p><input type="checkbox"/> 提供曜日 ()</p> <p>※特定曜日のみの場合 周知されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 訓練種類(例) . .</p> <p><input type="checkbox"/> 個別機能訓練計画の確認(目標、実施時間・方法等)</p> <p><input type="checkbox"/> 開始時、3ヶ月ごとの利用者等への内容説明(評価含む)の記録確認</p> <p><input type="checkbox"/> 評価(効果等)の確認、ケアマネへの適宜報告相談の有無を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 記録は利用者毎に保管され、閲覧できる状態か確認</p>
<p>12 若年性認</p>	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして福知山</p>	<p>適</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
<p>認知症利用者受入加算</p>	<p>市長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者（施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第4項に規定する要支援者となった者をいう。）に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>◆平18厚告128別表1注9</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の13「若年性認知症利用者受入加算」の基準を準用する。</p>	<p>・ 否</p>	
<p>13 栄養アセスメント加算</p>	<p>□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。◆平18厚告128別表1注10</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注11において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の14「栄養アセスメント加算」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>
<p>14 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い</p>	<p>□ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算しているか。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。◆平18厚告128別表1注16</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の19「指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>【 該当の有・無 】</p>
<p>15 送迎を行わない場合の減算</p>	<p>□ 利用者に対して、その居宅と指定介護予防認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算しているか。◆平18厚告128別表1注17</p> <p>◎ 利用者が自ら指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定介護予防認知症対応型通所介護事業所への送迎を行う場合など、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定介護予防認知症対応型通所介護事業</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>認知症対応型通所介護計画書、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、減算の有無を確認。</p>

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	<p>所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、上記14（指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する利用者に係る減算）の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とならない。 ◆平18留意事項通知第2の3の2 (21) 準用</p>		
<p>16 栄養改善加算</p>	<p>□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出て、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合に1月につき200単位を加算しているか。 ◆平18厚告128別表1注11、平27厚告95第108号</p> <p>イ 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居室を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>ホ 定員超過又は人員欠如による減算の状態にないこと。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の15「栄養改善加算」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>
<p>17 口腔・栄養スクリーニング加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングを又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。◆平18厚告128別表1注12</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の16「口腔・栄養スクリーニング加算」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔・栄養状態について確認。</p>
<p>18 口腔機能向上加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして福知山市長に届け出て、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平18厚告126別表3注13 平27厚告95第20号</p> <p>(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位 (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>加算算定のプロセス確認</p> <p>・同意確認できるか。（自署・押印必須ではない。）</p> <p>・平成18年3月31日老老発第0331008号課長通知「口腔機能向上加算等に関する手順例及び</p>

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	<p>イ 口腔機能向上加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の17「口腔機能向上加算」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える。</p>		<p>様式例の提示について」を参照</p> <p>資格確認 ()</p> <p>・口腔機能改善管理指導計画確認</p>
<p>19 科学的介護推進体制加算</p>	<p>ロ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。◆平18厚告126別表3注14</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の18「科学的介護推進体制」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>
<p>20 サービス提供体制強化加算</p>	<p>ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして福知山市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>◆平18厚告128別表1ハ注</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第122号</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>○(Ⅰ)</p>

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	<p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数（共用型にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数を含む。以下同じ。）のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>(二) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如) のいずれにも該当しないこと。</p> <p>□ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如) のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>(二) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定介護予防認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数（共用型にあつては設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設を直接提供する職員の総数を含む。）のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如) のいずれにも該当しないこと。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の2「サービス提供体制強化加算」の基準を、介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし認知症対応型通所介護は介護予防認知症対応型通所介護と読み替える。</p> <p>H21Q&A Vol.1 問9 月途中で要支援度に変更した場合は、変更前の要支援度に応じた報酬を算定する。 ただし、変更となる前（後）のサービス利用の実績がない場合にあつては、変更となった後（前）の要支援度に応じた報酬を算定する。</p>	<p>介護職員の総数 介福の数 割合 うち10年以上の勤続者 割合</p> <p>○（Ⅱ） 介護職員の総数 介福の数 割合</p> <p>○（Ⅲ） 介護職員の総数 介福の数 割合 7年以上の勤続者 割合</p>	<p>人 人 % 人 %</p> <p>人 人 %</p> <p>人 人 % 人 %</p>
<p>2.1 介護職員処遇改善加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平18厚告128別表1ニ注</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	<p>(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 主眼事項第7の2から20までにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 主眼事項第7の2から20までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 主眼事項第7の2から20までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の22を介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし、「認知症対応型通所介護」は「介護予防認知症対応型通所介護」と読み替える。</p>		<p>年度最終支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出</p>
<p>2.2 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平18厚告128別表1ホ注</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 主眼事項第7の2から20までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) 主眼事項第7の2から20までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の23を介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし、「認知症対応型通所介護」は「介護予防認知症対応型通所介護」と読み替える。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>
<p>2.3 介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準 (注) に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は主眼事項第7-2から20までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平18厚告128別表1ホヘ注</p> <p>※ 認知症対応型通所介護の主眼事項第6の24を介護予防認知症対応型通所介護に準用する。ただし、「認知症対応型通所介護」は「介護予防認知症対応型通所介護」と読み替える。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>
<p>2.4 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>□ 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養型介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている間に介護予防認知症対応型通所介護費が算定されていないか。 ◆平18厚告128別表1注11</p> <p>◎ ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して介護予防通所介護を利用させることは差し支えない。 ◆平18留意事項通知第2の1(2)準用</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>
<p>2.5 その他</p>	<p>□ 上記以外の基本的な取扱い、認知症対応型通所介護の取扱い方針に従うこととしているか。平18留意事項通知第3</p>	<p>適・否</p>	